

敷田年治『古事記標注』の翻刻と研究（三）

井上 隼人
小野 諒巳

凡例

- 一、敷田年治『古事記標注』は、森吉兵衛出版（明治十一年六月刊、裏表紙見返しに文榮堂前川善兵衛の書肆名あり）七冊を底本とした。
- 一、翻刻に際して、底本の漢字は内容理解を妨げないために、なるべく平易に活字化するよう努めた。
- 一、翻刻に際して、底本の状態によって判読不能な文字は別本を確認し、その上で判読不能と断じた場合は■によって示した。誤植とみられる表記については「」で括り、上段にその旨を示した。
- 一、翻刻に際して、底本の小書双行注は「」で括り、大字で示した。
- 一、底本では注釈の区切りを示す○印がすべて追込みにしてあるが、読みやすさを考慮して○印ごとに改行した。
- 一、翻刻本文は二段組みで示し、下段に『古事記標注』の本文、上段に本居宣長『古事記伝』の説を抄出して掲げた。『古事記伝』は大野晋編『本居宣長全集』第九巻〜第十二巻（筑摩書房、昭和四十三年七月〜昭和四十九年三月）を用いた。

- 一、『古事記標注』の本文と訓読は『古事記伝』と校合を行い、『古事記伝』に異同がある場合は上段にその旨を記した。校異は片仮名を付して示し、異訓は算用数字を用いて示した。
- 一、『古事記伝』の注釈は、『古事記標注』と異なる見解が示されている箇所を抄出した。
- 一、『古事記標注』の本文翻刻は小野諒巳が行い、『古事記伝』との比較検討は井上隼人が行った。

1ガ 2トホツノアユメ
3イリビメ

○（遠津年魚目について）目は群ムレなり、
【牟禮ムレは米と切ツツまる、（中略）さて年
魚ユは、水中を殊に多く群行物ムレユクなれば、
如此カク云り、】さて此は、目微メクハシの序に
置る詞なり、

古事記標注中卷之上（崇神天皇）

御真木入日子、印惠命イニエノミコト、坐マシ師木水垣宮シキノミツガキノミヤニ、治シロシメシキ天下アマノシタ、也此ココ
天皇スメラミコト、娶メシテ木国造キノクニノミヤツコ、名荒河刀辨ナハラカハトベ之女ノムスメ、〔刀辨二字以音〕トホツ遠津年ツア
魚目ユメ、目微比賣メクハシヒメヲ、生御子ウミマセルミコト、豊木入日子命トヨキイリビコノミコト、次豊鉏ツギニトヨスキ入日賣命イリヒメノミコト〔二柱〕

○御真木入日子印惠命ハ、後に崇神と、謚マフシ奉れり

○師木ノ水垣宮、師木ハ、大和国郡名にて、後に城上、城下と分置ス、水垣ハ美称也、此宮趾は、大和志に、在二城上郡、三輪村東南、志紀御縣ノ神社、西一と記せり

○木国造、上に注へり

○荒河刀辨、和名抄に、紀伊国那賀郡、荒川郷あり、刀辨ハ、富戸トベの義なるべし

○遠津年魚目、目微比賣、遠津ハ、紀伊国の地名、万葉に見えたり、年魚目の、目ハ、鯛タヒ女メク口クチ女メ、などの女メに等しく、加ソヘて云へり、以上目微メクハシの、序オに置けり、目微メクハシとハ、目の美ウルハシきを云フ

○豊木入日子命、木ハ君キにて、惣キて称ヘ名也

○（八坂入日子命について）八坂は地名か、【山城國愛宕郡に八坂郷あれど、其と定めがたし、】又彌榮の意か、詳ならず、

○（沼名木之入日賣命について）沼名の意詳ならず、（中略）若くは沼矛などの沼にて、玉の謂にや、然らば名は之にて、【之を那と云例多し、】瓊之城なるべし、

1 イクメイリビコイサチノミコト
2 チヂツクヤマトヒメノミコト

○豊鉏入日賣命、鉏ハ阿遲鉏高日子根神の、鉏におなじかるべし

又娶ニ尾張連之祖、意富阿麻比賣、生御子、大入杵命、次八坂之入日子命、次沼名木之、入日賣命、次十市之入日賣命〔四柱〕

○尾張連、上に注へり

○意富阿麻比賣ハ、尾張國に海部郡あり、大は稱へて、加へたる也

○大入杵命、入は親む詞、杵ハ君也

○八坂之入日子命、八坂ハ、和名抄に、山城國愛宕郡、八坂郷あり、此地に由ある、御名なるべし

○沼名木之入日賣命、沼名木、ハ地名なるべし、撰津志に、河辺郡に、布木村あり

○十市之入日賣命、十市ハ、大和國の郡名也之字を紀に、瓊に作れるは、轉りたる也、地名に、之と書ける例あり

又娶ニ大毘古命之女、御真津比賣命、生御子、一伊玖米入日子、伊沙知命〔伊久米伊沙知六字以レ音〕次伊邪能真若命〔自レ伊至

3 フタバシラ

○（伊玖米入日子伊沙知命について）
伊玖米は地名か、詳ならず、（中略）
伊沙は勇なり、（中略）知は例の尊稱なり、

○（伊邪能真若命について）伊邪の意未思得ず、

○（国片比賣命について）片は堅固の義ならむか、なほ考ふべし、

レ能以レ音」次国片比賣、命次²千千都久和〔此三字以レ音〕比賣命、
次伊賀比賣命次倭日子命、〔六柱〕此天皇之御子等并³十¹二
柱〔男王七、女王五也〕

○御真津比賣命、開化天皇の御女に、同^シ御名あり

○伊玖米入日子、伊沙知命、伊玖米ハ、紀に活目に、作れり、是正字にて、常に活眼と云へるが如し、然らバ、イキメと云フべき、例なれど、人名地名ハ、語格に拘らざる例也、伊沙知は、生幸にて、称^ヘ名なるべし

○伊邪能真若命、伊邪ハ誘ふ意、真若ハ、字の如し、此御子、紀に洩たり

○国片比賣命、片ハ堅の意

○千々都久和比賣命、紀に千々衝倭、に作れり、名義考なし、記傳に、倭を和に写^シ誤り、音注も、誤れりと云へり

○伊賀比賣命、伊賀国に、由ありて、名に負^ヒ給へるか、紀にハ洩たり

○倭日子命、倭ハ、大和国城下郡の地名也

○男王七、女王五、とあれど、男王六柱、女王六柱也

故伊久米、伊理毘古、伊佐知命者、治^二天下^一也、次豊木入日子

イ上毛野君(さて)此は、野の下に君
 字脱オチたるなるべし、故今補クハへつ
 1 カミツケヌノキミ
 2 ガ 3 トキニ

命者ミコトハ「カミツケヌ上毛野、シモツケヌ下毛野、キミラ君等ノ之祖也」イモトヨスキヒメノミコトハ妹豊鉏比賣命「イツキマツリ拜ニ
玉ヒキイセノオホカミノミヤラ祭伊勢大神之宮一也」ツギニオホイリキノミコトハ次大入杵命者「ノトノオミノオヤナリ能登臣之祖也」ツギニヤマトヒコノミコト次倭日子命
コノミコノトキ「ハジメテニ此王之三時、始而於レ陵一立ニ人垣一」

○上毛野、和名抄に、上野ハ、加三豆介乃、下野ハ、之毛豆介乃、と注せり、元
 ハ毛野国ケスと云ヒしを、仁徳天皇の御世、上下に分ケ給ひしよし、国造本紀に、
 見えたり、是を上野下野と、二字に約メしハ、民部式に見えて、和銅六年の
 格によれり、天武十三年ノ紀に、上毛野君、下毛野君、賜レ姓曰ニ朝臣一とあり、
 上毛野ノ下に、君ノ字なきハ、略フける也

○豊鉏比賣命、鉏ノ下に、入ノ字を脱モラせり

○伊勢大神、この皇女の、齋イツキ祭リし事、紀及太神宮儀式帳、にも見えたり、
 其かミ大和国の、笠縫ノ邑に、坐マシまし、を、爰に伊勢としも書けるハ、初へ
 めぐらし及ホしたるにて此、例多かり

○能登臣、能登ノ国に、依れる姓なり、其は国造本紀に、見えたり

○此王之時ハ、此王之薨給ふ時也

○人垣ハ、殉死の人等、墓ノ傍に、垣を結ヒ廻メクらせる如く、生キながら、並ヘ
 埋るを云フ、紀に雖ニ古風一非レ良、とあり殉ハ、古風なれど、多人数を、死シテ

イ役（役字、舊印本と延佳本とは、疫と作り、其正字なり、されど眞福寺本及其餘の本どもにも、皆役と作り、下文なる役氣も同じ、凡て此記の書さま、かゝる例多ければ、今は其に依つ）
 一ミヨニ 2ウレヒタマヒテ
 三三は「二」の誤りか。

しめしハ、此時に始まれりと也

此天皇^{コノスメラミコト}之^ノ御世^{ミヨ}、疫病^{エヤミサハニ}多起^{オホミタカラウセテ}、人民^{オホミタカラ}死^{ウセテ}為^ス盡^{ツキナムト}、尔^コ天皇^{ニスメラミコト}愁^{ウレヒ}
 歎^{ナゲキ}而^テ坐^{マシマセル}神牀^{カムトコニ}之^ノ夜^ヨ、大物主^{オホモノヌシ}大神^{オホカミ}、顯^{アラハレテ}於^ニ御夢^{ミイメニ}曰^ク、是^コ
 者^ハ我^ガ之^ノ御心^{ミココロ}、故^{カレモ}以^テ意^{オホ}富^ホ多^タ泥^ネ古^コ而^テ、令^{シメ}玉^{玉ハ}祭^{マツラ}我^ガ御前^{ミマヘ}者^バ、神氣^{カミノケズ}不^ズ
 起^レ、国^{クニ}安^{ヤス}平^{ヒラ}、是^コ以^テ驛^{ハユマツ}使^{カヒラ}、班^{アカチテ}于^ニ四方^{ヨモニ}、求^{モトムル}下^{イフ}謂^フ意^{オホ}富^ホ多^タ
 多^タ泥^ネ古^コ一^{ヒト}人^{トキニ}上^ニ之^ノ時^{トキ}、於^ニ河内^{カワチ}之^ノ美努^{ミヌ}村^{ムラ}、見^ミ得^{エテ}其^ノ人^{ヒト}一^{ヒト}貢^{タテマツリキ}進^ス

○疫病、和名抄に、衣夜美、とあり、疫ハ訓にて、偶音訓闇合たる也、記傳に、人毎に、病めるは、役に差されて、立に似たり、と云へり

○人民、紀に、百姓、萬民、庶人などを、よめり、和名抄に、人民を、於保太加良、と注せり、无ノ字の落たる也、大須本にハ、於保无大賀良、とあり、人ハ貴賤を分たず、朝廷の御財なれば、江次第に、公御財と書けるぞ、正字なるべき

○神牀ハ、齋戒して、神を祭る処也

○大物主大神ハ、大国主命の、和魂にて、大和国城上郡に、座ませる、大三輪ノ大神也

1「答曰」施訓なし

○我御前ハ、其ノ神の御座所を云フ

○神氣ハ神の崇りを云フ、物氣もおなじ

○驛使ハ、早馬使の切り也

○班ハ、ワカツにおなじ

○美努村、式に河内国、若江郡御野縣主神社清寧紀に、河内ノ三野ノ縣主小根、ともあり、三代實録卅六に、河内国若江郡人、外從五位下、美努連、清名と云フ人も、見えたれば、此地ならむとハ、思へど、紀に茅渟縣、陶邑とあれば、若クハ美努ハ、知努を誤れるにハ、あらかじか、次に見えたる、陶津耳の陶も縁あれば也

尔天皇問賜之汝者誰子也答曰、僕者、大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依毘賣、生子名櫛御方命之子、飯屑巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古白、於是天皇大歡以、詔之天下平、人民榮、即以意富多多泥古命、為神主而、於御諸山、拜祭、意富美和之大神前

○陶津耳命、式に和泉国、大鳥郡、陶荒田神社、今陶器莊と云フ、津ハ助辞、

耳ハ尊称也、舊事紀には、大陶祇オホスエツミに作り、上に美努ハ、知努の誤にやと、云へるハ、此コを照して曉ルべし

○活玉依毘賣、上に同名有リ

○櫛御方命、櫛クシハ奇也、御方は、地名なるべし

○飯肩巢見命、名義考なし

○建甕槌命、上卷御天降ノ段に、建御タケミカヅチノ雷神あり、以上三人ハ、称へて謚リたる、名なるべし

○意富多々泥古、舊事紀に、大直祢古に作り、多々は、地名なるべし、泥古は、愛ウツクシむ詞

○神主、神功紀に、皇后選ニ吉日一、入ニ齋ノ宮一、親ラ為ニ神主一、とあるハ職名の神主にハあらず、神託を、人に告るなれば、仮に神と、なり給ふを云フ、職員令、太宰ノ府に、主神一人、とありて、カンヅカサ、とよめり、訓も文字も、然あるべき也、万葉十三に、神主部之雲聚玉蔭ウズノタマカゲ、とあるを、記傳に、カンヌシ、とよめれど、ハフリベと訓べし、然レども、續紀以下の史を始メ、神社に仕ふる人を、専ラ神主と、称イハるは、神に代リて、神宣を告るより、混カひて、神事を執行ふ人の、職号に云ヒなせり、是ハ奈良ノ朝の頃よりや、誤リ初けむ、か、れば、此コに為ニ神主一、とあるハ、當時ソノカミ、もはら云ヒ馴ツる儘を、

一カハノセノカミマデ

記せるなるべし、紀に、為_下祭_二大物主大神_一之主_上、とあるぞ甚_イ正_トしき
○御諸山ハ、三輪山也

○意富美和之大神ハ、大三輪ノ大神にて、式に大和国城上郡大神大物主神社、
とあり、大神を、オホミワと、よめる由は、御代々々、産土神として、御
崇敬厚きゆゑ、大_イなる神ハ、三輪に限れりとして、書_キ出たるなり

又_{マタ}仰_{オホセテ}伊迦賀色許男命_{イカマシコロノミコトニ}、作_{ツクリ}天之八十毘羅訶_{アメノヤソビラカラ}、〔此三字以_レ音也〕定_{サダメ}

奉_{マツリ}天神地祇之社_{マツリ}、又於_{マタニ}宇陀墨坂神_{ウダノスミサカノカミ}、祭_{マツリ}赤色楯矛_{アカイロノタテホコラ}、又於_{マタニ}

大坂神_{オホサカノカミ}、祭_{マツリ}黑色楯矛_{クロイロノタテホコラ}、又於_{マタニ}坂之御尾神_{サカノミヲノカミ}、及_{マタカハノセノカミ}河瀬神_{コトクニナク}、悉_{コトクニナク}無_{コトクニナク}

遺忘_{オツルコト}、以_{タテマツリ}奉_{マツリ}幣帛_{ヒキミテグラ}也、因_{ヨリ}此而役氣_{コレニテカミノケ}、悉_{コトクニナク}息_{ニヤミテ}、国家安平也_{アメノシタタヒラギキ}

○伊迦賀色許男ノ命ハ、伊賀迦色許賣命、の下に注せり、此人ハ、饒速日命
の御末也

○八十毘羅訶ハ、大国主神、御国譲ノ段に注せり

○天神地祇ハ、神祇令に、凡天皇即_レ位、総_テ祭_二天神地祇_一、義解に、謂_二天
神_一者、伊勢、山城ノ鴨云々、地祇者、大神、大倭、葛城云々、とあり、記
傳に、天神ハ、天に坐_{マシ}ます神、又天より降坐る、神を申し、地祇とハ、此国に、

生坐る神を申す、と云へり、年治按に、此に社を定む、とあるは、祭ルべき神社を、定給ふにて、是即神祇ノ官底を、設給ふ濫觴なるべし、是より前、神武四年ノ紀に、立^{マツリノニハヲトミ}二靈時於鳥見山中云々、祭^ニ皇祖天神、と云へる事あれど、天神とのミあれば、後世の官の、祭式に違へり、然は云へ、神事を以て、人事の恒とすべき、大典をバ早クより制給ひしを、此御代に至り、更におごそかに行ひ給ひしと祭ゆ、扱祭神ハ、幾座なりけむ、式に載せて、祈年に預り給へる、三千余座ハ、往々に加へ給へるにて、上代は、座数も甚少ナかりけむ、欽明紀に、以^ニ天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜為^レ事、と有^ル是^レ大数なるべし、綏靖天皇の、御兄、神^シ八井耳命、忌人^{イハヒレト}と、なり給へる事、上に見えたり、是ハ中昔に、定^メ給へる、神祇ノ伯に當れりと、おぼし猶神祇官ノ事、委^ク云^ハまほしかれど、処狭^セけれバ黙^{モダ}しぬ

○宇陀墨坂神、宇陀ハ、大和国の郡名、墨坂ハ、神武紀に、墨坂^ニ置^ニ^{オコシズミラ}^一 焮炭^一云々、墨坂之号^ナ、由^レ此而起也、とあり、此地記傳に、萩原驛^{ハイ}の西に在^リ、と云へり、扱此神ハ、宇陀郡十七座の内なり、とハ思へど、詳^{サダカ}ならず

○大坂神、式に大和国、葛下郡大坂山口神社、大和志に、在^ニ穴蒸村^一、と云へり

○赤色、黒色、楯矛、この赤黒は、神の御誨^{ミサトシ}の色にて、其義^{コトワリ}ハ知^リがたし、神に兵器を獻る事の、久しきを見^ルべし、祭^ノ字^ハ奉^{マツル}の意也

- 1 トイフ 2 アリテ 3 カホスガタ
 (師は、此の形姿威儀を、カタチヨソ
 ヒと訓れつれど、與會比は、裝束鎊
 の方を云言と聞えたれば、いかゞ)
 4 ヨニタグヒナキガ 5 サヨナカニ
 6 メデテ 7 (「共婚供住之間」をま
 とめて) スメルホドニ 8 イクダモ
 アラネバ 9 (「問：曰」まとめて)
 トトヘバ 10 イカニシテカモ
 11 (「姓名」二字まとめて) ナモ
 12 キツツ
- (「神丈夫」について) 凡人ならぬ
 壯夫と云ことなり、

○坂之御尾神、河瀬神ハ、山の埼々より、河の隈々に、坐ス神にて、上卷に
 毎二坂ノ御尾一追伏セ、毎二河ノ瀬一追撥、とあり

此一謂ニ意富多泥古一人、所三以知ニ神子一者、上所レ云、活玉依毘
 賣、其容姿端正、於レ是、有ニ神丈夫、其形姿威儀、於レ時無レ比、
 5 夜半之時、倏忽到来、故相感共婚、供住之間、未レ經ニ幾時、其
 美人姪身、尔父母怪ニ其姪身之事、問ニ其女、曰ニ汝者自
 姪、無レ夫何由姪身一乎、答曰、有ニ麗美丈夫、不レ知ニ其姓
 名、毎レ夕到来、供住之間、自然懷姪

○神丈夫ハ、神ノ靈を云フ

○形姿威儀は、縣居翁ノ、カタチヨソヒ、と訓めるに従ふべし、総て威儀、
 光儀、容儀等をスガタ、とハ訓まじき事既に注へり

○相感、安康紀に、感ニ其麗美、古語拾遺に、感ニ其玉ニ云々

○共婚、供住の四字を、記傳に、スメル、と訓めれど、扱ハ共婚と、書け
 る意を失へり、次に供住之間、とあるをも見べし、撰集物語書等に、すミ
 わたりける、と云へる事、しばらく見えたるを、聚めて、其意を搜リ見るに、

○未經幾時は、伊久陀母阿羅禰婆と訓べし、「根拠として」伊久陀母阿羅禰婆(万5・八〇四)、「何太毛不在者」(万10・二〇二三)を挙げる」

- 1 ホリテ 2 (「其女」二字でムスメニ)
- 3 ハニヲ (底本の敷田標注、本文左傍に朱筆でハニの書き入れあり)
- 4 サセトヲシフ 5 ハリ (ニなし)
- 6 デテ 7 (「爾即」二字で) カレココニ 8 タヅネユキシカバ
- 9 ヨリテナモ
- 10 (「名其地」三字で) ソコヲ

相對ひ居る事也、角力をスマヒ、とよめるも、スミの延語にて、相對^ヒ勝負を契るなれば、此件なる共婚と、供住と、別なるを、了解すべし

○未經幾時、万葉二に、幾時毛不生物乎云々、惣て幾ノ下に、時、日、年、代とあるをバ、幾時、幾日、幾年、幾代と、慥に其文字に、當てよむべきなり、然ルに記傳は、字義に拘らず、是をイクダモ、アラネバ、とよめるハ、非也、イクダとは、俗にドレホドと、云へる意にて、幾時とハ其意異也、よく古哥を味ふべし

○姓名、縣居翁の、ウヂナと、よめるに従ふべし、此御代に、姓名とハ、許勢ノ小柄、葛城之垂見、などの、許勢葛城、即姓也、後世源平の、姓を賜へるなどの、例を以て、猥に古^ハを疑^フべからず

是以、其父母、欲^レ知^ニ其人、¹誨^ニ其女、²曰、³以^ニ赤土、⁴散^ニ床前、⁵以^ニ閑蕪〔此二字以^レ音〕紡麻、⁶貫^レ針、⁷刺^ニ其衣、⁸故如^レ教而、⁹旦時見者、¹⁰所^レ著^レ針麻者、¹¹自^ニ戸之鈎穴、¹²控通^レ而出、¹³唯遺麻者、¹⁴三^レ勾耳、¹⁵尔即知^下自^ニ鈎穴、¹⁶出^レ之^上状、¹⁷而^テ從^レ糸⁸尋行^者、¹⁸至^ニ美和山、¹⁹而^テ留^ニ神社、²⁰故知^ニ其神子、²¹故⁹因^ニ其麻之^三三^レ勾遺^一而、²²10名^ニ其地、²³謂^ニ美和一也〔此意富多多泥古命者、²⁴神

11 ミワトハイヒケル
12 オヤナリ君、鴨君、之¹²祖¹²」

○赤土、上卷八田間大室段に、注^へり、是ハ丈夫の衣裾に、着^キたらむを、目識^シにせむため也

○閉蘓ハ、和名抄に、卷子をよミ、續麻圓卷^{ウミヲ、マロク}名也、とあり、紡麻は、記傳に、たゞヲとのミ、よめるに従ふべし、是をウミヲと、よミてハ、上の閉蘓に重^リて煩はし

○鈎穴、か、る所より、出入し給ふは、神ノ靈なれば也

○三勾、按に麻持^{ヲガセ}に大小あり、何れも、簍に操移し、其簍を疊^ミ取て、其糸を一把とす、是を幾把も雙^ベ、糸の本末を、繫きおきけむが、三勾引殘^リたると也、此古事を、土佐風土記にハ、倭迹々媛皇女の、御上に傳^へたり、此皇女の御墓ハ大和国城上郡箸中村にあり、世に坐^{マシ}しほどハ、何地^{イツク}に住給ひけむ、知らざれど、三輪にハ遠からざりし、地也とおぼし、然^ルに、活玉依毘賣の、住けるハ、和泉ノ国にまれ、河内ノ国にまれ、三輪よりハ、今ノ道十里許^リ隔^テたれば、閉蘓云々、迂遠^{モノトホク}聞ゆ、猶よく考べし

○神君、神ハ三輪にて、大和国、城上郡の地名なる事、上に云^へり、大神をオホミワ、とよめる故に、神ノ字をも、ミワとよめり、此姓に、神^{ミワ}も大神^{オホミワ}も、

1 ヲバ 2 ミコ 3 ヒムカシノカタ
 4 トラシメタマヒキ〔令殺は、登良
 斯米賜伎と訓べし、(倭建命の熊曾
 征伐、伊服岐山の神などを挙げて)
 これらみな殺を取と云り、〕

○〔「東方十二道」について〕こころ
 みに云ば、伊勢【伊賀志摩は、此國
 に屬べし、】尾張參河遠江駿河甲斐伊
 豆相模武藏總【上總下總なり、安房は、
 後に上總より分れたり、】常陸陸奥【此
 國は、後には東海道には入ざれども、
 下文に、往^{ユキ}遇^{アフ}于^{アヒツニ}相津とあれば、此
 十二國の内なり、(略)】なるべきか、

異なる意なし天武十三年紀に、大三輪君、賜^レ姓曰^ニ朝臣^一

○鴨君、鴨八大和国、葛上郡の地名也、天武十三年紀に、鴨君賜^レ姓曰^ニ朝臣^一

又此之御世、大毘古命^一者、遣^ニ高志道^一、其^二子^一、建沼河別命^一者、
 遣^ニ東方^一、十二道^一而、令^レ和^ニ平^一其麻都漏波奴〔自麻下五字以
 〔音〕人等^一、又日子坐王者、遣^ニ旦波国^一、令^レ殺^ニ玖賀耳之御
 笠^一、〔此人名者也、玖賀二字以レ音〕

○高志道ハ、越国にて、越前加賀能登越中越後を云フ、道とは、国と云フに
 當る

○東方十二道ハ、十二国也、何れの国を数^{カツ}けむ、詳ならず

○麻都漏波奴ハ、不服にて、既^ニ注^{ヘリ}

○玖賀耳之御笠、考なし、但^シ御笠ハ、丹後国郡名加佐か

○令殺、記傳に、例を引てトラシメとよめれど、取^{トル}は延^{ヘテ}、捕^{トフ}よと云へる、
 本語なれば、押並^{メテ}て、殺をトルとは訓がたし、目弱王ノ段に、人取^ニ天皇^一と、
 ある取ハ、弑^リの誤^リか、將^{ハタ}殺を忌^テ、捕^{トル}と書けるか、然^ルに記傳に、猫の鼠
 を取^ル、鵜の魚を取^ルの、取^ルも殺^スなり、と云へれど、是ハ只取^ルにて、殺^ス

1 コシノクニへ 2 タテリテ 3 カ

迹にハ係らず

○此人名者也、の者字ハ、此ノ字の下に在ルヘシ

故大毘古命、罷^{マカリ}往^{イマス}於^{コシノクニ}高志国^{トキニ}之時^{ケセル}、服^{コシモ}腰裳^{ヲトメ}少女^{タチ}立^{ヤマシ}山代之幣^{ノヘ}、
 羅坂^{ラザカニ}而^テ歌^{ウタヒケラク}曰^{コハヤ}、古波夜^{ミマキ}、美麻紀伊理毘古波夜^{イリビコハヤ}、美麻紀伊理毘古波夜^{ミマキ}、
 意能賀袁^{オノガヲヲ}、奴須美勢牟登^{ヌスミシセムト}、斯理都斗用^{シリツトヨ}、伊由岐^{イユキ}、多賀比^{タガヒ}、麻幣都斗用^{マヘツトヨ}、
 伊由岐多賀比^{イユキタガヒ}、宇迦^{ウカ}迦^ガ波久^{ハク}、斯良尔登^{シラニト}、美麻紀伊理毘古波夜^{ミマキイリビコハヤ}

○腰裳ハ、按に裳ハ腰より、下に着ルものなれば、然云へり

○服^{ケセル}は、着^キたりと云る古言也

○幣羅坂、詳ならず、紀に平坂に作れり、山城志に、久世郡に、平川村あり、相樂郡に、平尾村あり、是等^{アラ}、その坂の邊^{アタリ}か

○古波夜ハ、是^コにて、波夜は、歎息の辞也次なるも、おなじ

○美麻紀伊理毘古波夜ハ、天皇の大御名也、重て云へるハ、打返^ヘし謠ふ、古歌の常也

○意能賀袁々ハ、己^{オノ}之命^{ガヲ}を也、己とハ天皇を指シ奉れり、扱命^{イノチ}を、袁と云へるは古言にて、生^{イキ}之袁^{ノヲ}、魂^{タマ}之袁^{ノヲ}、年^{トシ}之袁^{ノヲ}、准^ヘて知^ルべし、命^{イノチ}と云フも、生^{イキ}

○「意能賀袁」について）袁^ヲは、命^{イノチ}と云むが如し、凡て物を續^{ツツ}け持^{タモチ}て、

不絶らしむる物を、袁と云、緒も此意の名なり、命も、生の續きて、絶ざる間を云なれば、是を袁とも云るなるべし、

○(「斯良爾登」について) 登は、萬葉二に、鴨山之磐根之卷有吾乎鴨、不知等妹之待乍將有、とある等と同じくて、知らぬこととてと云意なり、書紀には、此登てふ辭なし、【無きも大かたの意は同じ、】

- 1 (「問：曰」まとめて) トトヒタマヘバ
- 2 イマシガ
- 3 フコトゾト
- 4 「尔」施訓なし
- 5 アレモノイハズ
- 6 コタヘテ
- 7 (「即不見其所如而」まとめて) ユクヘモミエズ
- 8 マラストキニ(「時」まで含めて句読)
- 9 オモフニ
- 10 ミコノ
- 11 コソアラメ
- 12 ユカセトノリタマヒテ

之内の略也

○奴須美、斯勢牟登ハ、竊弑むと也

○斯理都斗用ハ自後津戸一なり

○麻幣都斗用ハ、自前津戸一也

○伊由岐多賀比の、伊は發語にて、行違也

○宇迦々波久ハ、窺ヲを延へ云へり

○斯良迹登ハ、不知にて、登ハ衍字也、紀になきを、是とす、記傳に、此

登を助けて、万葉二なる、吾乎鴨不知等妹之、とある、等におなじ、と云へれど、

彼は知らずとてかの、等なれば、此を其意としてハ、通えず、一首の意ハ、

御命を取リ奉むと、前後より行違ひ、窺ふを知リ給はずして、坐せりと也

- 於レ是、大毘古命、思レ怪返レ馬、問ニ其少女、曰ニ汝所謂
- 之言行言、尔少女、答曰吾勿言、唯為レ詠ニ歌耳、
- 即不見其所如而、忽失、故大毘古命、更還參上、請
- 於天皇、時天皇答詔之、此者為下在山代国、我之庶兄、建波
- 迹安王、起ニ邪心、之表耳、(波迹二字以音) 伯父、興レ軍
- 宜レ行、即副丸迹臣之祖、日子国夫玖命、而、遣時、即於

13「即」施訓なし 14 マシキ

丸^ワ迹^ニ坂^{サカ}、居^ス忌^イ瓮^{ハヒベ}而^テ、罷^マ往^{カリイマシキ}

○吾勿言を、アレモノイハズ、とよめるは非なり、然云へるハ、物言フにハ
あらずや

○我之ハ、汝之の誤リ也、と記傳に云へり

○建波迹安王ハ、上に建波迹夜須毘古命、とあり、即孝元天皇の御子にて、
天皇の御叔父に坐り

○伯父ハ、記傳に、小父^ヲの義、と云へり

○宜行ハ、ユケの延語也

○日子国夫玖命ハ、姓氏録に、彦国曹に作れり、名義考なし

○和迹坂、式に、大和国添上郡、和迹神社、大和志に、和尔村あり

○忌瓮ハ、祭器なる事、上に注せり

- 1 イタレル 2 オキテ
- 3 ハナテトコフママニ
- 4 「尔其」施訓なし 5 ミコトノ
- 6 「即」施訓なし

於^ニ是^コ、¹到^{イタル}山^{ヤマ}代^{シロ}之^ノ、和^ワ訶^カ羅^ラ河^ガ一^ニ時^{トキ}、其^{ソノ}建^{ツク}波^ケ迹^ハ安^ニ王^{ヤスノミコ}、興^{オコシテ}軍^{イクサ}待^{マテ}遮^{サヘ}、
各^{オノオノ}中^{ナカニ}、²挟^{ハサ}河^{カハラ}而^テ、對^ム立^{タチ}相^チ挑^テ、故^{カレ}号^{ナラ}其^{ソノ}地^チ、³謂^{イヒシラ}伊^イ杼^{ドミト}美^ミ、⁴今^{イマ}謂^{イフ}二
伊^イ豆^ヅ美^{ミト}一^ツ也^{ナリ}、尔^コ日^{ニヒ}子^{コクニ}国^ニ夫^{ブクノ}玖^ノ命^{ミコト}、乞^{コヒ}云^{イヒキ}其^{ソノ}廂^{ソナタ}人^{ノヒト}、先^{マツ}忌^{イハヒ}矢^ヤ可^ヤレ³、⁴尔^コ、
其^{ソノ}建^{ツク}波^ケ尔^ハ安^ニ王^{ヤスノミコト}、雖^{ドモ}射^{イツレザリキ}不^エ得^{アテ}中^ニ、於^ニ是^コ、⁵是^コ国^ニ夫^{ブクノ}玖^ノ命^{ミコト}、⁶彈^{ハナテ}矢^ヤ者^ハ、⁶即^{スナハチ}射^{イアテ}

- 1 コトゴトニ
- 2 セメラエ
- 3 クス
- 4 ゴト（敷田標注は刷りに問題あるか）
- 5 ソノカハラウカハ
- 6 ナモイフ
- 7 マラシキ

建波迹安王^{タケハニヤスノミコニテシニキ}一而死、

○和訶羅河は、泉川の古名なり

○相挑ハ、敵を誘^{ヲコツ}り、動かす意にて、此語その語書、漢籍の旁訓に、多かり

○伊豆美、和名抄に、山城国相樂郡、水泉郷^{イヅミ}あり、此地古歌に普^ク見ゆ

○其廂、記傳に、軍防令に、左右廂とある、義解に、猶^ニ左右^ノ方^一とあるに、依^リてよめるに従ふ

○忌矢ハ、戦むとする時、軍神を祭^リて、射初るを云^フ、是軍法の舊式也

故其軍^{カレソノイクサ}、¹悉破而逃散^{コトトクヤブレテニゲアラケヌ}、²尔追^{コ、ニオヒ}迫其逃軍^{セメテソノニグルイクサラ}、³到^{イタル}久須婆之度^{クスバノワタリニ}、⁴時^{トキニ}、皆被^{ミナラレ}迫窘而^{セメタシナミテ}、⁵屎出^{クソイデ、カ、リキ}懸^ニ於^{ハカマニ}禪^{カレナラ}、⁶故号^{カレナラ}其地^{ソノコノ}、⁷謂^{イヒシヲ}屎禪^{クソバカマト}、⁸今者^{イマハイフ}謂^{イフ}久須婆^{クスバトゾ}、⁹又遮^{マタサヘギリ}其逃軍^{ソノニグルイクサラ}、¹⁰以^テ斬者^{キレバ}、¹¹如^{コト}鵜浮^{ウノウキタリキ}於河^{カハニ}、¹²故号^{カレナラ}其河^{ソノカハノ}、¹³謂^{イフ}鵜河^{ウガハト}一也、¹⁴亦斬^{マタキリ}波布理其軍士^{ハフブリソノイクサヒトラ}、¹⁵故^{ユエニ}号^{ナラ}其地^{ソノコノ}、¹⁶謂^{イフ}波布理曾能^{ハフブリソノト}、¹⁷〔自波下五字以^レ音〕^{カクコトムケヲヘテ}如此平^{マキノボリテカハリコトマラシヒキ}訖^{マキノボリテカハリコトマラシヒキ}、¹⁸覆^{マキノボリテカハリコトマラシヒキ}奏^{マキノボリテカハリコトマラシヒキ}。

○久須婆、和名抄、河内国交野郡郷名葛葉^{ハクズハ}、久須波^{クスバ}、と注せり、類聚国史卅二、延暦十一年、閏十一月、遊^ニ獵于葛葉野^{ハクズハ}、同十二年八月、遊^ニ獵于葛葉野^{ハクズハ}云々、

以上クスバとよむべき例也、崇神紀に、今謂^{クスバ}楠葉^一、繼體紀に、至^三樟葉ノ宮、
 續紀五に、交野郡楠葉驛、兵部式に、河内国驛楠葉七疋、とあり、以上クスバ、
 とよむべき例也、河内志に、楠葉村に作り、此地、京街道にて、男山より、
 一里許西方に在リ、土人は、クスバと云へり、年治按に、屎より轉^リたれば、
 クスバと云フぞ、正しかるべき

○遮ハ、塞切^{サハキル}にて、切^{キル}とハ、隔る事也

○鵜河、詳ならず

○波布理ハ、散^リにて、屠にも通ふ

○波布理曾能和名抄に、山城国相樂郡、郷名祝園^ハ、波布曾乃、と注せり、
 按に爰に、立返^リて、祝園などあれば、鵜河も、河内国交野郡に、ありとの
 ミは、定^メがたし

- イ太
- 1 ノ マ ニ マ ニ 2 マ ケ シ
- 3 マ ケ ツ ル 4 マ マ シ キ

カレオホビコノミコトハ、シタガヒ、サキノミコトニ、マカリ、イマシキコシノクニ、コ、ニヨリ、ヒムカシノカタ
故大毘古命者、 ¹ 随 ^ニ 先 ^ニ 命 ^一 而、 ^{マカリ} 罷 ^ニ 行 ^一 高志国、 ^{コ、ニヨリ} 尔 ^ニ 自 ^一 東 ^ニ 方、
 シ、ツカハタケヌナカハフケ、ト、ソフチ、オホビコ、トモニユキアヒ、玉ヒキ、アヒツニ、カレソコヨイフ、アヒツト
² 遣 ^ニ 建 ^一 沼河別、 ^ト 與 ^ニ 其 ^一 父 ^ニ 大 ^一 毘 ^ニ 古、 ^ト 共 ^ニ 往 ^一 于 ^ニ 相 ^一 津、 ^{カレソコヨイフ} 故 ^ニ 其 ^一 地 ^ニ 謂 ^一 相 ^ニ 津、
 コ、ヲモテオノモク、コト、ムケセル、ツカハ、クニノマツリコトヲ、テ、カハリコトマヲシタマヒキ、カレアメノシタ
也、 ³ 是 ^ニ 以 ^一 各、 ^{コト} 和 ^ニ 平 ^一 所 ^レ 遣 ^ニ 之 ^一 国、 ^{ツカハ} 政 ^一 而、 ^テ 覆 ^ニ 奏 ^一、 ^{カハリコトマヲシタマヒキ} 尔 ^ニ 天 ^一 下
 イ ^{タヒラギ} 大 ^{オホミタカラトミ、サカエキ} 平、 ^{オホミタカラトミ、サカエキ} 人 ^{オホミタカラトミ、サカエキ} 民 ^{オホミタカラトミ、サカエキ} 富 ^{オホミタカラトミ、サカエキ} 榮 ^{オホミタカラトミ、サカエキ}

- 1 ヲミナ 2 シラシシ
3 スメラミコトト
4 ツクラシキ

「フ」は「ハ」の誤りか。

○相津ハ、下に尾張之相津ともあれど、此ハ陸奥郡名會津なるべし
○和平は、ヤハシタッシテ、と訓まほしかれど、舒明紀に、平^{ムケ}水^{ヲチカタノ}表^ラ政^一とあるに效^ヒて、姑^ク記傳の訓に従ふ、此の政とハ、軍事にて、丸迹坂に、忌^ミ登^トを居^エて、神に祈りしゆゑ、祭事^{マツリゴト}とハ云^ヘり、其政に、従はぬものを、和平^{コトムク}と云^フ意なり

於^ニ是^{コハ}、初^{ハジメテシメ玉ヒキ}令^{タテマツラ}貢^{ヨトコノ}男^{ユハズノ}弓端^{ミツギ}之^一調^{ヨムチノ}女^{タナス}手末^{エノ}之^一調^{ミツギラ}、故^{カレタ}称^{ヘマツリテ}
其御世^{ソノミヨ}、謂^{マラス}下^{マラス}所^{セル}知^{シラ}初^{ハツクニ}国^ニ之^一、御真木^{ミマキノ}天^{スメラミコト}皇^一也^一、又^{マタ}是^{コノ}之^一御世^{ミヨニ}、作^{ツクリ}
依網池^{ヨサミノイケラ}、亦^{マタ}作^{ツクラシメキ}輕^{カルノ}之^一酒折池^{サカヨリノイケラ}也^一

○弓端、和名抄に、弓末^ヲ曰^レ彀、和名由波^{ユハズ}数、神代紀にハ、弓彀^{ユハズ}と書けり、記傳に弓なるを、弓端^{ユハズ}と云^ヘるハ、言^{コト}の文也^{アヤ}と云^ヘり

○手末ハ、記傳に、手佐伎と云^フ「フ」むが如し、と云^ヘり、扱弓以て鳥獸を射、手以て絹布を織る、を云^ヘり

○調ハ、播磨風土記、賀古郡^ノ條に、捕^テ江魚^ヲ為^ニ御坏物^一、故号^{イフ}御坏物^一とあり、是ハ景行天皇の御世の、古事にて、御調の名義、是にて明^カ也、扱御調ハ、神代より、大方の御制^メは、ありけむを、委^キ事は傳はらず、爰に

○（「初国」について）天下コトゴト悉くは、此御世ナリに至ナリてぞ、初ハジメめて現ウツしく食國ヲスキニとなれる意にて、其食國ヲスキニを指サシて、初ハジメ國クニとは云るなり、初ハジメて食國ヲスキニとなれる國と云むが如し、

初令^レ貢とあるハ、田畑定租の外、男女の人税を、定^メさせ給ひしなり
○称ハ、神代紀に、脹満^{ハレタタヘリ}太高、とある、其意にて、靈異記に、偉^ノ字を、タ、ハシク、とよミ、万葉十三に、十五^{モチツキノ}月之、多田波思家武^{タ、ハシケム}など併^セ思ふに、満^{ミチ}足^タらへりと、云フ意也

○所知初国之、御真木天皇、是ハ孝徳紀に、自^{ハツクニシラシ、スメロギノ}始^{ミヨ}治^{ハツクニシラシ、スメロギノ}国皇祖之時、とあるとハ、其意少^カ別にて、是ハ此御世の、億兆^{タミドモ}等、称^{タ、ハ}申^シしなれば、所知^{シラセル}とよむべし、然ルに記傳に、大御名を、申せるなど、後^ノ世に至りて、申^シしなれば、所知^{シラセル}、とよむべし、と云へれど、上にも、美麻紀伊理毘古波夜、と云ヒ、應神段にも、本牟多能^{ホムタノ}、比能美古^{ヒノミコ}、意富佐邪岐^{オホサ、キ}、など併^セて、當世なる事を曉^ルべし、初国とハ、其天皇の御為に、其の御世を称^ヘて、申^ス事にて、神武紀にも、見えたり

○依網池、撰津国住吉郡に在リ、撰津志に、在^ニ庭井村、俗呼^ニ仁右衛門池、其三分^ノ二、為^ニ新大和川、當今廣、六百六十余畝とするせり
○輕之酒折池、輕ハ大和国、高市郡也、酒折池詳ならず

1 コノスメラミコト
2 ムソヂ

¹ スメラミコトミトシモ、チマリ、² ムソヂヤツ
1 天皇御歳壹佰、陸拾捌歳、御陵在^ニ山辺、道勾之岡上^ニ也

○壹佰陸拾捌歳、紀に、百二十とあり、山辺道勾之岡、諸陵式に、在_二大和国城上郡_一、兆域東西二町南北一町、守戸一烟、按に山辺とハ山辺郡にて、昔ハ此辺_リを、かけて、廣_ク山辺と云_ヒし也、今ハ山辺郡の堺に在_リ、大和志に、在_二洪谷村南_一、陵畔有_二冢四_一としるせり